

REACH についての共同声明 日・米など



アメリカ、日本、韓国など 13 カ国の駐 EU 政府代表部が、6 月 8 日、EU の新化学物質規制 (REACH) に一層の改善を求める共同声明を発表しました。REACH は、約 3 万の化学物質の危険性について、情報のギャップを埋めるもので、労働者、消費者及び環境へのリスクを削減するため、化学物質の安全な利用に必要な情報が提供されることを確保する事を目的に策定されました。欧州議会では、2005 年 11 月に EU 新化学物質規制 (REACH) をめぐる妥協案を正式に支持しており、欧州競争政策閣僚理事会は、2005 年 12 月の特別会合で、政治的合意に達し、欧州委員会は、この合意を歓迎するコメントを声明していました。

今回、在 EU アメリカ商工会議所 (AmCham EU) が主催した会議には、関係国の大使らが参加し、REACH の実効性、国際貿易への潜在的な影響、規制手続きの不透明性などについて話し合い、また途上国からは中小企業に対するコストに関する懸念が示されているようです。

共同声明は、特に、競争環境にダメージを与えないよう、リスクに基づいた許認可プロセスとすることを求めており、欧州閣僚理事会や欧州議会に対し、再度、法文の見直しを行うような要請が盛り込まれています。

この共同声明は、オーストラリア、ブラジル、チリ、インド、イスラエル、日本、韓国、マレーシア、メキシコ、シンガポール、南アフリカ、タイおよびアメリカの 13 ヶ国より出されています。

当社では、WEEE、RoHS、ELV 指令で定められている 6 物質 (鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、PBB、PBDE) (ELV 指令は PBB、PBDE を除く 4 物質) の分析なども行っております。またその他の EU 規制に関するお問い合わせについてもお気軽にご相談ください。

資料 2006 年 6 月 8 日付 EIC ネット
2005 年 12 月 13 日付 EIC ネット
2005 年 11 月 17 日付 EIC ネット

機器分析箇所 竹下尚長